

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

【検討の背景】

NTT東日本・西日本のIP網への移行により、令和6年1月からNTT東日本・西日本の加入電話が、基本料は現状と同額のまま、通話料が全国（県間通話を含む）一律料金に改定（料金体系の変更）され、固定電話からの国際通話も新たに提供が開始される。

このため、料金体系変更時の料金指数やX値の取扱いについて整理が必要となる。

【考え方】

（県間通話・国際通話の扱い）

- ・ 県間通話については、県内通話と区別する必要性はなく、プライスカップ制度の対象とすることが適当である。
- ・ 国際通話については、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少なく、プライスカップ制度の対象外とすることが適当である。

（実際料金指数の算出方法）

- ・ 料金指数算出のためのトラヒックは、算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、全国一括とすることが適当である。
- ・ 基準料金は、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で割り戻すことが適当である。
- ・ 県間通話に係る基準料金については、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、県間通話導入時（令和6年1月）時点の料金を現在の既存対象サービスの料金指数（平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金）で割り戻して設定することが適当である。

（X値や基準料金指数の扱い）

- ・ PSTNからIP網への移行期では、一時的な費用の上昇も想定されるため、IP網への移行後の決算データが得られるまでは、PSTNに基づく決算値を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当である。

2. 対象サービスの在り方

【検討の背景】

現在のプライスカップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット単位を対象として基準料金指数を設定しているが、2つのバスケットの内容が近接してきている。

また、現在規制対象となっている固定電話は需要減が顕著であり、制度導入当初からは環境が異なる。

【考え方】

- ・ 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用している中で、あえて分けて取り扱う必要が乏しいことから、サブバスケットを撤廃することが適当である。
- ・ 平成12年の制度導入以降、電気通信役務の役割や競争状況、代替性等に変化が見られるものの、大きな見直しは行われていないため、これらの環境変化を踏まえ、対象サービスについて制度の在り方も含めて総務省において根本的な見直しを行う必要がある。

3. マイナスX値の扱い

【検討の背景】

費用データサンプル数の減少やIP網への移行に費用構造の変化等により、X値(生産性向上見込率)算定に必要なデータが少なく、プラスのX値が得られない可能性が高くなってきている。

【考え方】

- ・ 次期X値(R6.10～R9.9)において、マイナスの値が得られた場合には、X値を「ゼロ」として扱う(物価上昇分までの値上げを許容)ことが望ましい。ただし、この取り扱いは物価上昇局面やIP網への移行という期間限定の特殊事情下である次期に限った選択肢とすることが適当である。